

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和4年度
計画主体	多治見市

## 多治見市鳥獣被害防止計画

担当部署名 経済部 産業観光課  
所在地 多治見市日ノ出町2丁目15番地  
電話番号 0572-22-1111  
FAX番号 0572-25-8222  
メールアドレス sangyokanko@city.tajimi.lg.jp

## 1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・ニホンジカ・ハクビシン・アライグマ・ヌートリア
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	多治見市

## 2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

### (1) 被害の現状（令和3年度3月末現在）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	米・野菜	28万円      33a
ニホンジカ	—	—      —
ハクビシン	—	—      —
アライグマ	—	—      —
ヌートリア	—	—      —

（多治見市調べ）

### (2) 被害の傾向

#### ○イノシシによる被害

市内全域の山間部を中心に、農作物の食害の外、掘り起こし・踏み倒し、農業用施設（ビニールハウス）の被害が発生している。近年では、市街地に近い人家周辺の里山にも出没し、イノシシの繁殖が進んでいることが予想される。

#### ○ニホンジカによる被害

現時点において市内での被害報告はないが、近年は近隣市の市境付近での目撃情報や、わなでの捕獲が確認されており、今後の農作物への被害が懸念される。

#### ○ハクビシンによる被害

市内全域に生息しており、民家への侵入による、天井裏での糞尿被害や、飼い犬猫の餌の被害など人の生活環境被害も多く発生している。

#### ○アライグマによる被害

市内全域に生息しており、民家への侵入による、天井裏での糞尿被害や、飼い犬猫の餌の被害など人の生活環境被害も多く発生している。

#### ○ヌートリアによる被害

河川での目撃情報はあがるが、被害の報告は受けていない。

### (3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和3年度）		目標値（令和7年度）	
イノシシ	28万円	33a	20万円	23a
ニホンジカ	—	—	—	—
ハクビシン	—	—	—	—
アライグマ	—	—	—	—
ヌートリア	—	—	—	—

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市が猟友会へ捕獲業務を委託</li> <li>・市職員により構成される実施隊と猟友会が連携し、効率的な捕獲を推進する。</li> <li>・市による捕獲用箱わなを購入する。</li> <li>・特定外来生物（アライグマ、ヌートリア）は、特定外来生物防除計画による捕獲（個人捕獲）を行い、市で購入した箱わなを貸与する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・猟友会員の高齢化・会員数の減少が進行しており、捕獲従事者の確保・育成が課題である。</li> <li>・イノシシの捕獲については、箱わなを主体に捕獲数が増えているものの、被害地域拡大の状況から、一層、捕獲強化に努める必要がある。</li> <li>・今後、ニホンジカの被害が発生する恐れがあるため、捕獲体制の整備や捕獲方法の検討が必要となっている。</li> </ul>
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣被害防止総合対策交付金等を活用する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防護柵の整備が進んでいない地域では被害の増加がみられ、地域ぐるみで被害対策を行う必要がある。そのため、住民に対する鳥獣対策に関する普及、啓発活動を行うことが必要である。</li> </ul>

(5) 今後の取組方針

- ・中山間地域等直接支払推進事業や農地・水・環境保全向上対策推進事業を活用し、地域が一体となった、草刈や耕作放棄地解消による、有害鳥獣を寄せ付けない集落環境づくりを推進する。
- ・農地に繰り返し被害を加える個体の、猟友会、認定鳥獣捕獲等事業者による捕獲する。
- ・鳥獣被害防止総合対策交付金や市の防護柵設置費補助金等を活用し、侵入防止柵の整備等を推進する。
- ・狩猟免許取得支援補助金による人材を確保する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・実施隊員である市職員の中で、わな猟免許を取得しているものは捕獲員として活動に従事する。
- ・捕獲員と猟友会、認定鳥獣捕獲等事業者、地域住民が連携して捕獲体制を整える。
- ・イノシシ・ニホンジカ・ハクビシンの捕獲  
市が被害者から報告を受け、猟友会、認定鳥獣捕獲等事業者と連携し、捕獲駆除を実施する。
- ・アライグマ・ヌートリアの捕獲  
捕獲従事者には原則として捕獲に使用する猟具（わな猟等）に応じた免許が必要であるが、免許非所持者であっても、適切な捕獲と安全に関する講習を受講し、捕獲従事者証を交付された場合には捕獲できるため、個人による捕獲を実施する。
- ・住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがあるなど非常時の捕獲については関係機関と連携し対応を図る。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ ニホンジカ ハクビシン アライグマ ヌートリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・箱わなを購入する。</li> <li>・猟友会、認定鳥獣捕獲等事業者の活動を支援し、狩猟者の確保、育成を推進する。</li> <li>・箱わなの貸出数を増やし、個人捕獲を推進する。</li> </ul>
令和6年度		
令和7年度		

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・イノシシの捕獲実績は豚熱（CSF）経口ワクチン散布以降、再び増加傾向（H29年度225頭・H30年度342頭・R元年度93頭・R2年度178頭・R3年度231頭）にある。これを踏まえ、年間300頭とする。また、イノシシの被害が増加した地区を重点的に捕獲の強化を行う。</li> <li>・ニホンジカは増加傾向（R2年度1頭・R3年度2頭）にあり、これを踏まえ、年間10頭とする。</li> <li>・ハクビシンは増加傾向（H29年度14頭・H30年度23頭・R元年度35頭・R2年度40頭・R3年度27頭）にあり、これを踏まえ、年間50頭とする。</li> <li>・アライグマは横ばい傾向（H29年度29頭・H30年度21頭・R元年度34頭・R2年度23頭・R3年度21頭）にあり、年間30頭とする。</li> <li>・ヌートリアは減少傾向（H29年度15頭・H30年度0頭・R元年度1頭・R2年度0頭・R3年度0頭）にあり、これを踏まえ、年間5頭とする。</li> </ul>			
対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	300	300	300
ニホンジカ	10	10	10
ハクビシン	50	50	50
アライグマ	30	30	30
ヌートリア	5	5	5
捕獲等の取組内容			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害が多い地域を重点的に、有害鳥獣捕獲を通年実施する。</li> </ul>			
ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・イノシシ、ニホンジカの捕獲において、対象鳥獣との距離がある場合など、散弾銃と比べライフル銃は有効射程距離が長く、遠くの目標に正確に当てることが可能であるため、ライフル銃を使用し、より効果的に捕獲を行う。</li> </ul>			

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

#### 4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

##### (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワイヤーメッシュを利用した恒久柵を、甘原地区、北小木地区、東栄地区、三の倉地区、大藪地区等に整備する。</li> <li>・引き続き、被害実態の把握を行うとともに、猟友会等関係機関と連携し有効な対策を施す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワイヤーメッシュを利用した恒久柵を、甘原地区、北小木地区、東栄地区、三の倉地区、大藪地区等に整備する。</li> <li>・引き続き、被害実態の把握を行うとともに、猟友会等関係機関と連携し有効な対策を施す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワイヤーメッシュを利用した恒久柵を、甘原地区、北小木地区、東栄地区、三の倉地区、大藪地区等に整備する。</li> <li>・引き続き、被害実態の把握を行うとともに、猟友会等関係機関と連携し有効な対策を施す。</li> </ul>

##### (2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的な見回りを行い、防止柵周辺の草刈を年2回以上行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的な見回りを行い、防止柵周辺の草刈を年2回以上行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的な見回りを行い、防止柵周辺の草刈を年2回以上行う。</li> </ul>

#### 5 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度 ～ 令和7年度	イノシシ ニホンジカ ハクビシン アライグマ ヌートリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣被害の実態を把握する。</li> <li>・草刈など、被害予防策を啓発・奨励する。</li> <li>・駆除隊及び市職員が研修会へ参加するなどし、被害対策技術の習得や普及を行う。</li> </ul>

#### 6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

##### (1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
多治見市産業観光課	関係諸団体との連絡調整
多治見市企画防災課	地域住民等への周知等
多治見市猟友会	調査・捕獲活動
認定鳥獣捕獲等事業者	調査・捕獲活動
多治見警察署生活安全課	住民の安全確保のための対策指導
岐阜県東濃県事務所環境課	市への助言・指導

## (2) 緊急時の連絡体制

・目撃者→市産業観光課	→多治見市猟友会 →認定鳥獣捕獲等事業者 →多治見市企画防災課 →多治見警察署 →東濃県事務所環境課 →住民団体役員
-------------	---

## 7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

・イノシシ・ニホンジカは、三の倉センターで焼却又は捕獲者各自で埋設処分とする。ただし、食用として適当な場合はジビエとして利活用する。 ・ハクビシン・アライグマ・ヌートリアは、三の倉センターで焼却処分とする。
--

## 8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

### (1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	・イノシシ及びニホンジカについては、岐阜県が作成する「ぎふジビエ衛生ガイドライン」に基づいた食肉などの資源として有効活用を検討する。
ペットフード	・該当なし
皮革	・該当なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	・該当なし

### (2) 処理加工施設の実施

・ジビエ活用の研究を行う。
---------------

### (3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施

・衛生管理講習会等に参加し、衛生管理意識を高める。
---------------------------

## 9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

### (1) 協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	多治見市農業再生協議会
構成機関の名称	役割
多治見市	・有害鳥獣に関する被害防止策の実施
多治見市農業委員会	
陶都信用農業協同組合	
東濃農業共済事務組合	
多治見市園芸畜産振興会	
たじみ農産物直売所出荷者協議会	
多治見市猟友会	
有限会社廿原ええのお	

### (2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
東濃農林事務所	・有害鳥獣に関する情報提供・被害防止技術の情報提供・その他必要な援助を行う。
東濃県事務所環境課	・有害鳥獣に関する情報提供・被害防止技術の情報提供・その他必要な援助を行う。
陶都森林組合	・有害鳥獣に関する情報収集・提供を行う。
ジビエ関係者	・ジビエの普及を行う。

### (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<ul style="list-style-type: none"> <li>・市職員（産業観光課）によって構成され、猟友会、認定鳥獣捕獲等事業者による捕獲活動の支援の他、被害情報の収集、対策の住民への周知、被害防止対策の推進について活動している。今後、必要に応じて実施隊構成員の見直しを行う。</li> </ul>
--

### (4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

<ul style="list-style-type: none"> <li>・多治見市鳥獣被害対策実施隊員である産業観光課農林担当職員が狩猟免許を取得することで、鳥獣害対策についての知識を取得し、効果的な鳥獣害対策の推進に努める。</li> <li>・当計画対象外の鳥獣による被害が拡大し、多治見市鳥獣被害対策実施隊による対策が必要となった場合は、関係機関と協議し計画を見直すことで、効果的な被害防止に努める。</li> </ul>
---

## 10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域的な鳥獣被害対策に対処するため、近隣自治体や関係機関との連携を図る。</li> </ul>
---

